

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 6 件

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間③の標準報酬月額については、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。
- 2 また、申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成元年4月1日であると認められることから、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成元年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年7月1日から同年11月1日まで  
② 昭和63年6月1日から同年7月1日まで  
③ 昭和63年7月1日から平成元年1月31日まで  
④ 平成元年1月31日から同年4月1日まで

私は昭和61年7月から平成元年3月まで、A株式会社に勤務していたが、申立期間①及び②については、厚生年金保険の加入記録が無いということだった。また、申立期間③については、社会保険事務所の職員が来て、私の標準報酬月額が下げられていると言われたが、そのころは給料の支給が遅れたことはあったが下がった記憶は無い。申立期間④についても、加入記録が無いとのことであったが平成元年3月末までは働いていた。

これらの期間について、厚生年金保険の記録を調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③については、社会保険庁の記録では、申立人の当該期間に係るA株式会社における資格喪失日は平成元年1月31日、当該期間の標準報酬月額は9万2,000円とされている。

しかしながら、申立期間③の標準報酬月額は、当初、26万円とされていたところ、A株式会社が適用事業所でなくなった日（平成元年1月31

日)の後の平成元年4月10日付けで、<sup>そきゅう</sup>遡及して9万2,000円に減額処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、申立期間③の標準報酬月額を平成元年4月10日付けで<sup>そきゅう</sup>遡及して減額訂正する合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円とすることが必要である。

- 2 申立期間④については、雇用保険の記録(昭和63年7月1日から平成元年3月31日までの期間)及び同僚の証言から、申立人はA株式会社が厚生年金保険適用事業所でなくなった日(平成元年1月31日)以降についても同事業所に勤務していたことが確認できる。

また、経理事務を担当していた社員は、申立期間④当時、「給与から厚生年金保険料を控除していた。」と証言している。

さらに、社会保険庁の記録では、A株式会社が厚生年金保険適用事業所でなくなった日(平成元年1月31日)の記録は、平成元年4月10日付けで<sup>そきゅう</sup>遡及して処理され、申立人を含む本社従業員等6人全員の<sup>そきゅう</sup>遡及した資格喪失処理が同時に行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成元年1月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成元年4月1日であると認められる。

また、平成元年1月から同年3月までの標準報酬月額については、申立人の昭和63年7月の社会保険庁のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

- 3 一方、申立期間①については、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が勤務していたことは確認できるが、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和61年11月1日であり、申立期間①当時は適用事業所とはなっていなかったことが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、証言の得られた同僚二人は当該期間において国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、申立期間②については、同僚の証言から勤務していたことは推認できるが、社会保険事務所の記録では、申立人は昭和63年6月1日に資格喪失し、同年7月1日に再取得するまでの間の加入記録は無く、同年6月3日に健康保険証を返納していることも確認できる。

加えて、申立人は、申立期間②の直前の昭和62年10月9日から63年

6月1日までの期間は取締役として登記され、直後の63年7月1日から雇用保険に加入していることが確認できるが、申立期間②については、取締役としての登記も雇用保険の加入も無いことが確認できる。

このほか、申立期間①及び②について、給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 秋田国民年金 事案 569

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から44年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年12月から44年2月まで  
昭和43年6月26日にA事業所を退職した際に、「年金積立金を一時金として退職金と一緒に支払ったので、年金未加入期間となる。」と担当者から言われた。無年金になると困ると思い、その後、B市町村役場会計係に行き、40年12月から44年2月までの国民年金保険料を一括納付した記憶があるので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和44年2月ごろ国民年金に加入し、20歳からの国民年金保険料（昭和40年12月から44年2月までの分）をB市町村役場会計係で一括して現金で納付した。」と主張するところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人が昭和44年3月25日に国民年金に任意加入し、被保険者資格を取得したことが確認でき、申立期間は国民年金に未加入の期間となっており、申立人は申立期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、B市町村では、「申立人が国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする当時のB市町村役場会計係では、国民年金加入手続等は取り扱っていなかった。」と回答しており、申立人も一括納付したとする保険料の金額や会計担当者についての記憶が曖昧である上、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立人は、昭和39年3月16日から43年6月26日までの期間、C共済組合に加入し、その加入期間内の41年11月28日にD共済組合被保険者であった夫と婚姻し、その後の44年3月25日に国民年金に任意加入していることから、任意加入者である申立人は、共済組合加入期間について

<sup>そきゆう</sup>遡及して国民年金被保険者資格を取得することはできなかったものと推認される。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 秋田国民年金 事案 570

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年3月から50年3月まで  
20歳になった時、父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料と税金を一緒にA市町村役場に納付したと聞いた覚えがある。昭和44年12月に結婚した後は、夫の国民年金保険料と一緒に納付書で近くのB銀行C支店に納めていた。未納となっていることに納得できないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「20歳になった昭和42年3月から結婚前の44年11月までの期間は父親がA市町村役場に納付し、結婚後の同年12月から50年3月までの期間は、私が夫の分と二人分を近くの銀行に納付書で納めていた。」と主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和50年10月1日にD市町村で行われ、資格取得は20歳になった42年3月E日に遡及<sup>そきゅう</sup>して行われていることが確認でき、申立期間当時は国民年金に未加入の期間であるため、保険料は納付できない上、手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間のうち48年6月以前の国民年金保険料は時効により納付することはできなかつたものと推認される。

また、国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、第2回特例納付実施期間中であつたが、申立人は、「数か月分の保険料をまとめて納付した記憶は無い。」と述べている。

さらに、申立人は、「昭和44年12月の結婚後は、市町村役場から送られてきた二人分の納付書で、国民年金保険料をB銀行C支店に納付した。」と主張するところ、D市町村では、昭和46年3月までの納付方法は印紙検認

方式であったことが確認でき、申立人の主張と相違している。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払出しの事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 1 月 9 日から同年 6 月 1 日まで  
② 昭和 34 年 12 月 2 日から同年 12 月 16 日まで  
③ 昭和 35 年 2 月 4 日から同年 4 月 1 日まで  
④ 昭和 35 年 4 月 16 日から 36 年 1 月 1 日まで  
⑤ 昭和 36 年 1 月 25 日から同年 3 月 25 日まで

人事記録からも分かるとおり、申立期間においてA事業所で作業員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。社会保険には強制加入するべきであり、申立期間についても厚生年金保険に加入していたはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 A事業所の人事記録から、申立人が申立期間①から⑤までにおいて、A事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人と同じ作業現場で働いていたとされる同僚一人については、申立人と同様に、昭和 34 年 6 月 1 日から同年 12 月 2 日までの厚生年金保険の加入記録はあるが、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険の加入記録は無いことが確認できる。

また、A事業所の現在の担当者は、「当時は、事業所ごとで加入手続を行っており、実態はまちまちであった。運用方法は不明である。」と証言している。

さらに、申立期間の一部期間においてA事業所に勤務していた従業員は、「昭和 35 年から 40 年まで厚生年金保険に加入した者はすべて事務職であり、作業員の加入は無かった。」と証言している上、申立期間当時ではないが、A事業所で社会保険を担当していた者は、「職場で縁故

がある人は社会保険に加入できるようであった。自分も共済に入るまで、厚生年金保険には加入できなかった。当時もそのような扱いではないかと思う。」旨述べていることから、申立期間当時、事業主は、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

- 2 申立期間①及び②について、申立人は、「社会保険庁の記録では昭和34年6月1日から同年12月2日までの加入記録とされているが、34年1月9日から同年12月16日まで勤務し厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張するところ、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和34年1月から同年3月までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は無く、34年4月に二人（一人は他の都道府県職員からの異動者、一人は女性の炊事担当であり、二人とも、翌年に共済組合に移行）が資格取得した以外には、同年6月1日に申立人及び申立人の同僚一人を含む451人が資格取得するまでに、資格取得している者は確認できない。

また、昭和34年12月2日に資格喪失している者は、申立人及び申立人の同僚一人を含めて151人確認できる（なお、申立人の資格喪失日が人事記録と同じ昭和34年12月16日ではなく、同年12月2日となっている理由は確認できないが、厚生年金保険法では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに参入する。」とされており、資格喪失日が34年12月2日と同年12月16日の場合のいずれの場合であっても、厚生年金保険の加入記録は同年11月までとなる。）。

- 3 申立期間③について、申立人は、「昭和35年2月4日から同年4月1日まで勤務し厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張するところ、A事業所の被保険者名簿の記録では、昭和34年6月1日に451人が資格取得した後は、35年5月1日に4人が資格取得するまで資格取得者はいないことが確認できる。

- 4 申立期間④について、申立人は、「昭和35年4月16日から36年1月1日まで勤務し、厚生年金保険に加入していた。」、また、申立期間⑤については、「昭和36年1月25日から同年3月25日まで勤務し、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張するところ、A事業所の被保険者名簿の記録では、昭和35年5月1日に4人が被保険者資格を取得しているが、この中に申立人の記録は無く、前後の健康保険記号番号に欠番もみられない。

また、その後は、昭和36年4月1日に申立人及び申立人の同僚一人を含む15人が資格取得するまでは、資格取得者はいないことが確認できる。

- 5 このほか、申立期間①から⑤までについて、申立人が厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 秋田厚生年金 事案 516

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 11 月から 42 年 11 月まで  
② 昭和 43 年 2 月から 44 年 3 月まで  
③ 昭和 44 年 7 月から 49 年 12 月まで

昭和 40 年 11 月ごろから、株式会社Aの下請であったB事業所において、最初の3、4年は季節工として、その後は常用で働いた。当時、親会社だった株式会社Aで厚生年金保険に加入したことは間違いない。

また、B事業所がC株式会社と社名変更してからは、C株式会社において厚生年金保険に加入したはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②と、申立期間③のうちB事業所がC株式会社として厚生年金保険適用事業所となる昭和 45 年 4 月 1 日以前の期間については、「親会社であった株式会社Aにおいて厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張するところ、当時の同僚の証言から、申立人が冬期間（11 月から 4 月まで）、B事業所において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社Aでは、「当時、当社では現場係による直営施工体制をとり、労働者については、同係が募集し、作業所長と常用を前提としない雇用契約を締結し、厚生年金保険の加入手続は行っていなかった。」と回答しており、申立期間当時、同事業所において季節雇用として勤務していたと証言する同僚についても、厚生年金保険加入記録は無いことが確認できる。

また、上記の申立期間については、申立人は、雇用保険の加入記録も無いことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている1,600人の記録について調査したが、申立人の厚生年金保険加入記録は無く、厚生年金整理番号に欠番もみられない。

- 2 申立期間③のうち、B事業所がC株式会社として厚生年金保険の適用事業所となった昭和45年4月1日以降の期間について、申立人は、「C株式会社において厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張するところ、当時の同僚の証言から、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和46年10月から50年4月までの期間については、C株式会社ではなく、D事業所に勤務していたことが確認でき、C株式会社については、雇用保険の加入記録も無い。

また、当時のC株式会社の社員は、「C株式会社を設立する際に出資した人だけが社員となった。数十人いた作業員の中で社員となったのは、ほんの数人だった。社員のみが厚生年金保険に加入し、社員以外の常用雇用者及び季節雇用者は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管するC株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したが、申立人の厚生年金保険加入記録は無く、健康保険記号番号に欠番もみられない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 秋田厚生年金 事案 517

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 11 月 1 日から 44 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 44 年 11 月 1 日から 45 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 41 年から 45 年にかけて毎年 11 月から 4 月までの期間、株式会社Aに勤務した。同じ会社に勤務していた妻は、42 年 3 月 8 日から 46 年 3 月 18 日まで厚生年金保険に加入していた記録があるが、私には、41 年、42 年の加入記録しかなく、申立期間の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び当時の同僚の証言から、申立人が、申立期間①及び②において、株式会社Aに勤務していたことは確認できる。

しかしながら、株式会社Aでは、「昭和 43 年から 53 年までの冬期間については、季節雇用した従業員の厚生年金保険の資格取得関係書類が一切無く、この期間においては、季節雇用者について厚生年金保険に加入させていなかったと思われる。その理由については、当時の担当者も亡くなっており不明である。」と回答している。

また、申立人が、申立期間当時、一緒に季節雇用されていたと記憶する同僚 3 人についても、同期間における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、昭和 43 年 11 月 1 日から 45 年 5 月 1 日までの期間に係る申立人の厚生年金保険加入記録は無く、健康保険記号番号に欠番もみられない。

なお、申立人は、「同じく株式会社Aに勤務していた私の妻については、昭和 42 年 3 月 8 日から 46 年 3 月 18 日までの期間の厚生年金保険の加入記

録があるが、私には申立期間の加入記録が無い。」と主張するところ、申立人からの聞き取りにより、申立人の妻は通年雇用の事務員であり、冬期間のみの季節雇用であった申立人とは雇用形態が異なっていたことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 秋田厚生年金 事案 519

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から41年4月1日まで  
厚生年金保険の加入記録は、昭和38年4月16日から39年4月1日までの1年間となっているが、A事業所に大体3年ぐらいいは勤めていたので、再調査してほしい。  
申立期間当時、同じ職員課で一緒に仕事をしていた友人も私が勤務していたことを証言している。

### 第3 委員会の判断の理由

当時の直属の上司の証言及びその上司が所持していたA事業所作成の資料（A事業所職員課機構図）から、申立人が申立期間のうち昭和39年までは、同事業所にアルバイトとして勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当時の直属の上司は、「申立人は昭和39年の秋にはA事業所を退職していた。」と証言している上、A事業所が保管する健康保険厚生年金保険台帳の申立人の厚生年金保険加入期間は、社会保険庁の記録と一致していることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA事業所における厚生年金保険の資格取得日は昭和38年4月16日、資格喪失日は39年4月1日とする記録以外に加入記録は無く、健康保険証が同年4月15日に返納されていることも確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所の整理記号番号に係る健保記号番号順索引簿を確認したが、申立期間において別の健康保険記号番号での払出しは無く、欠番もみられない。

加えて、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい



た事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の保険料控除についての記憶も曖昧である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 秋田厚生年金 事案 520

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から同年10月31日まで  
申立期間当時、株式会社Aの代表取締役だった。平成9年4月から標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられているが、保険料の滞納は無く、標準報酬月額の引き下げに同意した覚えは無い。社会保険事務所が勝手に処理したので、標準報酬月額を59万円に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、株式会社Aの代表取締役として同社に在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが、同社の閉鎖登記簿謄本及び社会保険庁の記録により確認できる。

また、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成9年10月31日）の後の平成10年3月3日付けで、9年4月から同年10月までの6か月間の標準報酬月額について、遡及した減額<sup>そきゅう</sup>処理が行われていることが社会保険庁の記録により確認できる。

一方、申立人は、「会社が全喪した平成9年10月分の厚生年金保険料を社会保険事務所に手形で支払ったが、不渡りになったことを記憶している。」と述べている上、複数の従業員は、「当時、給料の不払いがあった。」と証言しており、同社の業績が悪化していたことがうかがえる。

また、社会保険事務所の保管する整理簿によると、滞納期間は不明であるが、株式会社Aが社会保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、適用事業所でなくなった後の社会保険事務所との対応について、申立人は、「具体的な記憶が無く、当時の状況はよく記憶していない。」と述べているが、同社において申立人が社会保険事務手続を任せていたと

する経理担当事務員は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年10月31日に退職しており、当時、同社の社会保険の事務を行っていた社会保険労務士も、「全喪手続以降については関与していない。」と述べていることを踏まえて判断すると、代表取締役であった申立人以外に当時の状況を知り得る者はおらず、代表取締役として、当該減額処理等に係る社会保険事務について権限を有する立場にあり、会社の業務執行に責任を負っていた者であったと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、同社の代表取締役である申立人が、自らの記録訂正処理に職務上関与しながら、当該標準報酬月額減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 21 日から 46 年 7 月 31 日まで  
A株式会社で勤務していた申立期間当時の給料はかなり良く、月平均 15 万円前後、多い時は月 18 万円ぐらいもらっていた。社会保険庁の記録では、標準報酬月額が 3 万 6,000 円から 7 万 2,000 円となっているが、もらっていた給料と比べて低すぎるので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社に勤務した申立期間において、「月平均 15 万円ぐらいもらっていたので、標準報酬月額が 3 万 6,000 円から 7 万 2,000 円となっているのは低すぎる。」と主張するところ、厚生年金基金加入員台帳に記載されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁の標準報酬月額の記録と一致していることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時の給料はかなり良く、月平均 15 万円前後、多い時は 18 万円ぐらいもらっていた。」と主張しているが、A株式会社において申立人と同時期に厚生年金保険の資格を取得した同僚 10 人の標準報酬月額と申立人の標準報酬月額を比較してみると、申立人の標準報酬月額は、7 万 2,000 円（昭和 45 年 8 月時点）、同僚の標準報酬月額は 5 万 2,000 円から 9 万 2,000 円であり、申立人と大きな相違は無く、同僚のうちの一人は、「当時としては多い方だと思っていた。当時の給料の金額からすると社会保険庁の記録は妥当な金額だと思う。」と証言している。

さらに、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料が、事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。